

平成 17 年 7 月 12 日

於・郵政公社 2 回共用会議室 G

平成 17 年度第 1 回養豚問題懇談会速記録

農林水産省

目 次

1、開 会	1
1、委員の紹介等	1
1、座長選出	2
1、座長あいさつ	3
1、畜産部長あいさつ	3
1、議 事	
(1) 養豚をめぐる情勢	
(2) 養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画の策定等について	6
(3) 豚肉の差額関税制度について	23
1、閉 会	42

開 会

○塩田畜産振興課長 まだ定刻の時間より少し早いですが、委員の皆様方が既にお越しでございますので、ただいまから、平成 17 年度第 1 回養豚問題懇談会を開催したいと思います。委員の皆様方におかれましては、本当に御多忙のところ、暑いところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

私、畜産振興課長の塩田でございます。本日よろしくお願いします。

本懇談会につきましては昨年度に 4 回ほど開催いたしまして、この中における議論の内容を、本年の 3 月に懇談会報告書という形でとりまとめを行ったところでございます。本年度からは、まさにその報告書に記された養豚の将来の姿の実現に向けて、具体的行動を始めていくことになっております。その第一歩として、本日、今後 5 年間の施策の推進に関する手順、あるいは時期、手法等を提示する工程表及び 17 年度の具体的な行動計画について御議論をいただきたく、本懇談会の開催となったところでございます。

また、併せてこの機会に、「豚肉の差額関税制度」に関しての御意見も賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の紹介等

○塩田畜産振興課長 本年度第 1 回目ということでございますので、皆様方既に御存じかとは思いますが、一部交代された委員の方もいらっしゃいますので、改めて本懇談会の委員会の先生方の御紹介をさせていただきたいと思えます。

こちらの方から、阿部委員でいらっしゃいます。

伊東委員でいらっしゃいます。

伊藤委員の後任で、小田切委員でいらっしゃいます。

木村委員でいらっしゃいます。

瀧澤委員でいらっしゃいます。

志澤委員でいらっしゃいます。

信國委員でいらっしゃいます。

橋口委員でいらっしゃいます。

堀江委員でいらっしゃいます。

本多委員でいらっしゃいます。

松田委員でいらっしゃいます。

矢入委員でいらっしゃいます。

神山委員と神保委員におかれましては、本日やむを得ない事情で欠席されるとのことでございます。

続いて、私ども事務局の主な出席者を紹介したいと思います。

町田畜産部長でございます。

続きまして、佐藤食肉鶏卵課長でございます。

同じく食肉鶏卵課の強谷食肉需給対策室長でございます。

畜産企画課の川合畜産総合推進室長でございます。

同じく畜産企画課の大野畜産環境対策室長でございます。

消費安全局の方の境室長は後ほど参る予定でございます。

こちら、畜産振興課の廣川生産技術室長でございます。

同じく振興課の山本需給対策室長でございます。

座長選出

○塩田畜産振興課長 さて、本年度の養豚問題懇談会につきましては、基本的には昨年度と同様の運営としたいと思います。そこで、座長は、昨年1年間御苦労いただきました信國委員に、引き続き座長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○塩田畜産振興課長 ありがとうございます。

それでは、御異議ございませんので、信國委員に座長をお願いしたいと思います。信國委員におかれましては、恐れ入りますが座長席の方に御移動のほどお願いいたします。

座長挨拶

○信國座長 信國でございます。昨年度に続きまして今年度も座長をということでございますので、皆様の御協力を得てスムーズな運営に心がけたと思います。よろしくお願いいたします。

畜産部長挨拶

- 信國座長 それではここで、町田畜産部長から御挨拶をちょうだいしたいと思います。
- 町田畜産部長 畜産部長の町田でございます。開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、本日御出席の委員の皆様方におかれましては、平素より我が国の養豚の振興・発展に格別の御尽力を賜っております。深く敬意を表する次第でございます。また、私どもの養豚・畜産行政の推進に当たりまして御支援、御理解を賜っております。お礼を申し上げる次第でございます。

畜産振興課長の方からも冒頭お話がありましたように、養豚をめぐるさまざまな課題を踏まえました今後の養豚の振興のあり方につきましては、昨年度にこの養豚問題懇談会を4回にわたり開催する中で大変熱心な御議論いただきまして、去る3月に報告書を取りまとめたところでございます。

この報告書におきましては、我が国の養豚の振興を図っていくためには、国際化に対応し得るような生産・流通体制の構築を図るといったこと、また、安全・安心の確保や高品質、銘柄化といったニーズにこたえつつ国産豚肉を安定的に供給していくことが重要である、こういったとりまとめをいただいたところでございます。

この報告書のとりまとめに際しまして、委員の皆様から、この報告書の内容の実現に向けた具体的な取組が重要であるという御指摘をいただいたところでございます。この御指摘を踏まえまして、必要な施策を計画的に推進していくための実行計画、いわゆる工程表と各年度ごとに5年間の行動計画を作成いたしまして、生産、流通、消費にわたります各般の関係者の皆様と一体となった取組を着実に実行していきたいと私ども考えておりまして、17年度も引き続き、この懇談会の開催をお願いしているところでございます。本日は今年度における第1回の懇談会でございますが、この工程表なり17年度の行動計画の策

定に向けまして御議論をちょうだいしたいと考えているところでございます。

また、養豚をめぐる最近の話題としましては、豚肉の差額関税制度の問題がございます。本制度をめぐりましては、一部の食肉の輸入事業者が豚肉を輸入する際に、虚偽の輸入価格を申告して関税を逃れたという疑いで告発、起訴されるなど、残念でございますが制度を悪用する事例が生じてきておるわけでございまして、最近の国会においても取り上げられるなど、重大な関心が寄せられているところでございます。

私どもといたしましては、本制度を悪用した脱税行為につきましては、今後とももちろん厳正に対処していく必要があると考えているところでございます。このため、関係機関、財務省との連携強化を図るとともに、食肉業界全体におけるコンプライアンス体制の確立、徹底についての指導等々をさらに積極的に推進していきたいと考えているところでございます。

この制度につきましては、御承知のとおり、さきのウルグアイ・ラウンド農業交渉に基づきまして、国会での審議も経た上で決定されたものでございますので、この制度の取り扱いにつきましては、現在行われておりますWTO農業交渉の中で議論されるべきものであると考えているわけでございますが、本制度をめぐりましては各方面よりさまざまな御意見があります。こうしたことから、生産者、関係事業者、消費者の方々がどのような御意見をお持ちかを伺いまして、それらの御意見も踏まえまして、WTO農業交渉に臨んでいく考えでございます。

つきましては、本制度に関する評価や今後のあり方につきまして、委員の皆様方から忌憚のない御意見を拝聴できれば大変ありがたいと考えている次第でございます。

以上申し上げましたように、本日におきましては議題は大きく2つに分かれているわけでございますが、本日の議論を踏まえまして行動計画の着実な実践を通じまして、我が国の養豚が発展していきますように祈念いたしております。こういったことを祈念いたしまして、簡単であります私の御挨拶とさせていただきますと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○信國座長 ありがとうございます。

畜産部長のお話にもございましたように、本懇談会は、昨年とりまとめました報告書の実現に向けて、関係者が一体となって取り組んでいくための、工程表及び行動計画の策定、さらにはその検証といったことにつきまして引き続き検討していくということでございます。また、養豚振興と非常に関係の深い差額関税制度につきましてもいろいろ意見を賜れ

ばということでございます。我が国養豚の発展のため、皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報道関係の方、よろしかったらこの辺で傍聴室の方に御移動いただきたいと思ひます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の配付資料の御確認をお願いいたします。

○塩田畜産振興課長 それでは、お手元の資料の確認をお願いしたいと思います。

番号を付しておりますが、資料の1番が「懇談会議事次第」でございます。資料の2番「委員名簿」でございます。資料の3番「17年度の懇談会の開催について」ということでございます。資料の4「養豚をめぐる情勢」、資料の5「報告書の概要」でございます。資料の6「懇談会報告書」そのものです。資料の7、これが「報告書の具体化に向けた工程表」の案ということでございます。資料8、これは「平成17年度の報告書の具体化に向けた行動計画」の案でございます。資料の9、これは2つございまして、資料9-1「豚肉の差額関税制度について」、資料9-2「豚肉の差額関税制度の適正な運用について」でございます。また、参考資料の方でございますが、5つほどございます。参考資料の1「基本計画の工程表」、参考2「自給率向上に向けた行動計画」、参考の3「家畜改良増殖目標のポイント」のパンフレットでございます。参考の4「畜舎や堆肥舎の建築基準が緩和されました」というパンフレットです。参考の5「食品残さ飼料の利用を進めるために」のパンフレットでございます。

以上でございますが、もし漏れがありましたら、事務局まで御連絡ください。

よろしいですか。

○信國座長 懇談会に入ります前に、本懇談会の運営についてでございますが、一つお諮りしたいと思います。会議及び議事録の公開・非公開等につきましては、昨年度の取り扱いと同じにさせていただきたい。つまり、会議は公開、議事録についても発言者名を付して公開という取り扱いにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○信國座長 特段の異論もないようでございますので、それでは、ただいま申し上げたような取り扱いにさせていただきたいと思ひます。

それでは、議事次第に沿って進行させていただきたいと思ひますが、本日の検討会は、遅くとも17時を目途に終了したい。いつも議事が若干延び加減でございますので、16時

30 分ぐらいをとりあえずの目途にしたらいかがかと思っております。

(1) 養豚をめぐる情勢

(2) 養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画の策定等について

○信國座長 それでは、懇談に入りますが、最初に資料の 3 から 8 までの説明を廣川生産技術室長にお願いいたします。そこで一区切りといたしまして、意見交換後、大体 3 時ごろになるかと思いますが、休憩をはさみまして、2 つ目の議題でございます「豚肉の差額関税制度」に関する意見交換を行いたい、こういう段取りで進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○廣川生産技術室長 生産技術室の廣川の方から説明したいと思います。

資料 3 から 8 を通して説明いたします。

資料 3 は養豚問題懇談会の話でして、これは座長、それから部長の話にあったとおり、昨年度まとめていただいた養豚問題懇談会の報告書の課題と取り組みについて、「工程表」と「行動計画」をつくって取り組んでいきたいと思います。

主要なテーマは、今回はまず 5 年間の大まかな計画と 17 年度の行動計画をつくるということです。それから、順次検証していかないとけないということで年度末に検証の時を設けて、また来年度になればまた新しい計画と、そんな形で養豚問題懇談会を運営していきたいと考えております。それが資料 3 の説明でございます。

資料 4 は、昨年度も養豚をめぐる事情についての資料を提出させていただきましたが、それにほぼ準じてつくらせていただいております。時間もありませんので、目次を見ながら、昨年度と少し違っているところだけ御説明したいと思います。

表紙を 1 枚めくると目次がございます。まずは需給動向、昨年度とそう大きく違うお話があるわけではありません。

次が経営の話でございます。経営の話については 8 ページのところ、議論いただきました担い手についてどう考えるんだということで、要はどう確保していくんだということについて少しまとめてございます。要は認定農業者という形で位置づけられる担い手について認定率を上げていこうという取組と、それから認定農業者に加えて、いろんな動きがあるんですけれども、そういうものもきちっと位置づけていこう。したがって、全体とし

ては担い手をきちっと確保していきたい、こういうことが8ページで説明してございます。

9ページ、10ページは、いろんな規制緩和の話が昨年出ましたけれども、畜舎に関して建築基準を緩和しているんですが、それがうまく伝わっていないのではないかという話がございます。今それをいろいろ鋭意、理解を深めようという行動をしております。それについて9ページ、10ページに書かれております。少し細かい内容なので、特にどんな緩和措置だということは説明しませんけれども、緩和の措置が既に講じられていて、それについて利用してくださいという話になってございます。

その次は飼料の話です。まず、需給の話でございまして、次に13ページで、食料・農業・農村基本計画の中で非常に重要な課題である自給率の向上、我々の世界で言えば、飼料自給率を上げたいということで、「飼料自給率向上戦略会議」というものを設けて動き始めております。そのうち豚に関して言うと、食品残さの飼料化というのは非常に大きな課題だろうということで、13ページの資料の下の方の囲み、「全国食品残さ飼料化行動会議」というものを起こして、今取り組んでいるところでございます。

14ページには、食品廃棄物の飼料化についてでございますが、どんな方向でどんな取組をするのか、少し整理して書いてございます。

その次に変わった点は、環境問題でございまして、15ページ、16ページに少し、現在の状況はどうなっているのかという説明をしてございます。

あと衛生関係で幾つか、豚コレラの撲滅対策、19ページですけれども、今年に入って少し動きがございましたので、追加させていただいています。

大変短い時間で恐縮ですけれども、養豚をめぐる情勢は以上にしたいと思います。

その次に資料5、資料6が、昨年まとめていただいた報告書の話です。資料5で概要が書かれておりますので、これでざっとおさらいをしますと、1の経緯がありまして、次に2の概要のところですが、今回の工程表、それから計画を立てるときに、この概要のうち課題とされている部分について取り組みを考えております。この概要には6つの項目がありますけれども、(1)は我が国における養豚の位置づけということで、具体的な課題というか行動ではありませんので、これ以外の(2)から(6)について課題ととらえ、それから、提言いただきましたいろんな取り組みについて工程表の形で整理してございます。

資料5、資料6は少し簡単ですが、ここで説明を終わりたいと思います。

具体的な行動をどうするんだというのは資料7、資料8でございます。資料7について

まずざっと説明して、資料 8 に入りたいと思います。

5 つの課題があったわけですが、まず 1 つ目は養豚経営の安定と担い手の確保ということでした。この中の 17 年度のところには、いろんな四角でくくって対策や取組が書いてございます。「担い手」として明確化すべき経営形態の考え方をはっきりさせていくこと。それから、養豚経営安定のための施策というのがあるんですけども、この施策もどういうふうにしていくんだ、この中で担い手というのをどう位置づけていくんだ、こんな検討をした後、5 年間順次施策に移行するということが書いてございます。

また、人材の育成確保についても重要なポイントでございますので、今年いろんな議論を経て活動に入りたいと思っております。

2 ページ目が、国際化に対応し得る生産・流通体制の構築ということで、1 つ目は改良の推進。今、改良については体制をどうするのかという議論をしているところでございまして、これに基づき具体的な行動になろうかと思っております。それから、豚の改良については全国統一の基準で能力の評価をしようということが始まっておりますので、これをさらに広げていくということでございます。

飼養・衛生管理を高度化するということですが、適切な管理技術を指導・奨励していく活動を 5 年間やろうと書いてございます。

2 ページから 3 ページ目にかけては規制緩和に関して議論された部分でして、動物用医薬品の承認の話、それから畜舎建築基準の話、食品残さの有効利用に関する規制緩和、港湾諸掛かりの規制緩和、丸粒とうもろこし、飼料用麦の S B S の利用の話といったところが 5 年間の取組として掲げられております。

次に加工・流通・販売の合理化について、食肉処理施設を再編整備しようということも掲げてございます。

4 ページ目から、多様なニーズに対応した国産豚肉の生産、供給の取組ということで、銘柄化の推進とトレーサビリティシステムの取り組みについて、少し項目を起こして書いてございます。

4 番目が自然循環機能の維持・増進ということで、未利用資源の有効活用、先ほど紹介しましたけれども、食品残さの飼料化というようなことを書いてございます。

それから、5 ページ目に入りまして、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進ということで、これも適正化、あるいは利用の促進、耕畜連携の話を掲げてございます。あと環境規範というものを昨年度つくりましたので、これを順次いろんな支援事業にクロス・コン

プライアンスしていくということが書いてございます。

5番目が疾病の話で、疾病予防と衛生管理水準の向上について、いろんな手法があるんですけども、それについてきちっとやっていくということが書いてございます。

最後が6ページ目で、国産豚肉の消費拡大及び食育の推進で、1つは国産豚肉の消費拡大をする。具体的には、当面は低需要部位を高付加価値化しようということについて掲げてございます。また、食育ということで、ふれあい体験交流とか、インターネットによる情報の相互交流の促進ということが掲げてございます。

資料の最後になりましたが、資料8で、今年度の動きについてざっと見てみたいと思います。

養豚問題懇談会報告書というのが出されて、4月から6月にかけては、どういう報告が出たのかということ全国課長会議、あるいはブロック別の説明会の中で説明してきております。これを受けて、全国では動きが起きてくるというふうに考えております。

課題ごとにいきますと、担い手、特に認定農業者については、現在行なっています実態調査を踏まえて、どういうものにするのかということが活動として始まってございます。

あと制度資金の融通という話についても、担い手の絞り込みというか、定義を見据えながら具体的な施策に入っていくことにしてございます。

それから、人材育成確保ということでは、専門家支援チームというものをつくまして支援を始めるんですけども、それについても、6月までの取り組みと7月以降の動きが少し書いてございます。

2番目の、国際化に対応し得る生産・流通体制の構築ということで、改良の話については先ほど少し説明しましたけれども、いろいろ検討会を起こして議論しております。

それから、飼養・衛生管理の高度化については、指導するんですけども、今その指導の基本となる調査をしようということで動いてございます。

生産資材等の低減については、動物用医薬品の話、それから建築基準の話は先ほど少し説明しました。食品残さ、港湾諸掛かり、丸粒とうもろこし、このあたりについては実態調査等も含めまして、具体的なPR活動を始めております。

次が国産豚肉の生産、供給の取組についてですが、銘柄化というのがありますけれども、これは地域の実情に応じて基本計画を見直しながら、銘柄化の動きを後押ししようということにしております。トレーサビリティについては、豚肉について「生産情報公表JAS」のマニュアルができたものですから、これを使って具体的な動きに入ろうということにな

っております。

自然循環機能の維持・増進ということで、未利用資源の話は先ほど説明しておりますので省略させていただきます。

それから、排せつ物の適正な管理と利用の促進についても、少し先ほどお話ししました。

5 番目の、疾病の発生予防と衛生管理水準の向上ということで、飼養衛生管理基準というものもできましたし、それから、H A C C P というきちとした手法もでき上がっておりますので、これを広げていくということでございます。あと特定家畜伝染病防疫指針に追加策定ということで、今豚コレラ等の検討、あるいは取組が始まってございます。

最後に、豚肉の消費拡大と食育の推進ということで、資料 7 で説明したような動きがありまして、現実にはいろんな説明会や委員会、あるいは協議会というものを開催して、動き始めているというのが現状でございます。

以上でございます。

○信國座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がありましたけれども、内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思います。中心は本日の目的でございます工程表なり行動計画ではございますが、めぐる情勢等につきましても、質問等ありましたらよろしくお願いしたいと思います。

なお、質問等につきましては、お一人それぞれに一つずつお答えするというよりも、ある程度まとまったところで事務局から答える形式にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。特段区切らないでやりたいと思います。

志澤委員。

○志澤委員 養豚をめぐる情勢の資料の 18 ページですけれども、最初にこの質問をするのは、豚価が非常に高価格で推移しているという背景には、国内の母豚の数は減ってないけれども、生産性の阻害要因としての疾病等があって、出荷頭数なんかの減もあります。この 18 ページの慢性疾病の発生状況というのは、ここにありますようなものを集計したものなのか、それとも屠畜場でのサーベイランス等のデータも一緒に入れているのか。

同じ生産者として非常に心配するのは、一生懸命生産しているけれども自給率が 50% そこそこで、最近の傾向としては出荷頭数が大分少なくなっているという、そのことが環境問題ではなくして、疾病の問題あたりが結構影響しているのかなという心配をしているんです。ですから、このデータはそれぞれの家畜衛生週報からということですが、

どんな取り方をされたのか。

○信國座長 それでは、これは一つ一つ行きますか。それでは、境薬事室長お願いします。

○境薬事・飼料安全室長 この 18 ページの豚の慢性疾病の発生状況ですけれども、注に書いてありますように、法定伝染病、届出伝染病以外ということですので、予防事業なんかでやっているやつとまた別に、2 に書いてありますように家畜衛生対策事業ということで、都道府県が家畜保健衛生所を使っているいろんな疾病の調査を行って、それをもとに家畜衛生の向上を図ろうというものです。ですから、ここにありますように必ずしも全国の状況を反映したものではないということですので、各県の取り組みの状況によって、多分報告されている疾病の量というのは県別にばらつきがあるのだろうと思っております。

いずれにしても、養豚と、それから都道府県、私ども含めて、家畜衛生部局というのは従来必ずしも綿密に連携がとれていたわけではない部分があります。しかしながら、どんどん家畜衛生が進んで行くに当たっては、家保と養豚経営というのは密接に連携しながら、お互いに情報交換して高め合っていくことが重要だろうと思いますので、都道府県にもいろいろ御質問があったことをお伝えしますし、また養豚の経営者の方からも、ぜひ県や家保にコンタクトをとっていただければというふうに思います。

○信國座長 ありがとうございます。

矢入委員をお願いします。

○矢入委員 今のことに関連するんですけれども、確かに今出荷頭数が減っているというふうなお話、そのとおりだと思うんですけれども、生産性と言っても、疾病ということになりますと、やはり育成なり肥育なりそういう時期のものが考慮されているのかなというふうに思っているんですが、繁殖性というのも生産性にかかなり影響すると思うんです。

去年の夏あたりは非常に暑かったということで繁殖性が落ちているということも、一つには今の出荷の減少につながっていることもあるのではないかなと思うんですけれども、繁殖性でのものなのか、それとも繁殖性ではなくて育成、肥育の中で疾病がふえているというのか、そこら辺の御説明いただければと思います。

○信國座長 関連してどなたか御質問ございますか。

それでは、境室長お願いします。

○境薬事・飼料安全室長 今の矢入委員の御質問、私も細かく把握しておりませんが、この 18 ページに出ております疾病は、育成豚なのか肥育豚なのか繁殖豚なのか、その情報は持っておりませんので、もし必要であれば、可能であれば調べて御提供したいと思いま

す。

○矢入委員 繁殖という話になりますと、疾病だけの問題ではないということになってく
ると思うんです。だから管理の問題とかそういう問題もかなり、まあ繁殖成績という話に
なれば大きく影響してきますので、生産性における疾病や繁殖性の関連性についてはきち
っと把握された上で、疾病のことについて御議論いただく必要があるんじゃないかなとい
うふうに思います。

○信國座長 橋口委員どうぞ。

○橋口委員 今の問題でございますけれども、6 ページに出ております 51 年以降 16 年度
までの養豚農家戸数の減少ですね、これから見ても、大変な日があるんじゃないかならうか
という気がいたします。総体的な国内における生産頭数は微減という形で、ほぼ横ばい
というような形でございますけれども、絶対的な養豚業の数が大幅に減ってくるのをどう食
いとめていくのか、そこらの政策が全体的な豚肉の需給動向に大きく影響してくるんじ
ゃなからうかなという気がしてなりません。このことについて国の政策、いわゆる養豚経営
を中止する方々をどうやって食いとめていくのか。現状はいつも出ておりますとおり高齢
化、施設の老朽化、後継者不足、そういった問題もいろいろあるかと思うんですけれど
も、それを前提として養豚農家の絶対的な維持、これに対する国の政策をお伺いしてみ
たいなと思いました。

○信國座長 橋口委員のおっしゃったことは結局全体にかかわってくるんですが、その前
に矢入委員のお話ですと、本日は行動計画が主でございますので、資料 7 なり資料 8 での
該当部分が直接的には 5 の疾病の発生予防と衛生管理ということで、それぞれ 17 年度か
ら 21 年度以降までの部分と、それから今年度のもがそれぞれ資料 7 の 5 ページと資料 8
の 2 ページに書いてありますが、その中で疾病というものだけを取り出したものとあるん
ですが、その繁殖性ということについてあわせてということになりますと、例えばこれは
行動計画からいくと、どこにどういうぐあいに繁殖性の問題を入れたらいいかということ
になるかと思います。御質問の趣旨は要するにそういう衛生問題だけではなくて、衛生
問題も関連している技術問題について一緒にやったらどうかということに置きかえるこ
とができるのではないかなと思うんですけれども。

○矢入委員 出荷が減少するということについては、当然疾病も影響していると思います
けれども、繁殖成績という話になれば疾病以上にいろんなことが考えられ、非常に広範な
ものになってしまうと思うんです。だから、生産技術という全体になってしまうような気

もしますけれども。

○信國座長 何かそれについて、ここをもう少しこういうぐあいにしたらいいいのではないかというのがございませんでしょうか。纈纈委員。

○纈纈委員 でき上がってからで申しわけないんですけれども、今までの中で「生産性」というのが言われてない。生産性というのは、豚の場合は繁殖性と肥育性がある。それをどこかで測定できるような指標を用意しておいてそして議論しないと、出荷が落ちているとかどうだと言っても何が問題なのかもわからない。それで、よく分からないけれども病気の気なのではないかという感じになる気がいたしますけれども。

○信國座長 工程表はどちらかというと意識して問題別に細分化したけれども、個別にやると全体が見えなくなる。むしろ全体的には関連する部分も一緒に議論した方がいいのではないかというような御意見だろうと思うんですけれども。

○纈纈委員 そういう中で生産性というのをはっきり言っていただきたいなと思います。

○信國座長 志澤委員。

○志澤委員 私が最初にこのめぐる情勢の18ページの疾病の問題から出しちゃったから、少し方向が違って来たようで申しわけないんですけれども、いずれにしても、今回の養豚問題懇談会のまとめが非常によくできていて、その工程表をそれぞれ検証しながら、具体的にチェックしながら行動計画をとというのが今日の趣旨だと思うんです。

そういう中で昨今の情勢を見ると、出荷頭数が少ないという理由が、どうも疾病によるものではないかということであれば、その疾病というのは、どういうチェックなりどういう報告でここにまとめられたのか。私は言わんとしていることは、各食肉センターの結果を集めた数字だったら、非常にサンプル数も多いので精度が高いわけなんですけれども、どういうまとめ方なのかなということをお聞きしたわけです。そっちの方向に今行ったんですけれども、できればこの資料7に沿った行動計画と、それから8の具体化の問題ですね、これについて進めてもらった中でいろいろ出てくるんじゃないかと思っています。その辺最初に質問の方向が悪かったのかなと思います。

○信國座長 むしろ質問の出た背景を今言われましたように、例えば疾病の発生の取り方を直接的に家保経由というよりも、食肉センター等をうまく使えという御提案と置きかえると、その工程表がここに書いてあるのがもう少し深みが出てくるのではないだろうか。その種の議論を本日はしていただくのがねらいだと思いますので、そういう出し方をどんどんしていただいたらと思います。

今のところで、少し廣川室長お願いします。

○廣川生産技術室長 志澤委員の発言はありがたく思うんですけども、矢入委員がおっしゃっている話は、工程表で言うと2の「国際化に対応し得る生産・流通体制の構築」で、「改良の推進」の次に「飼養・衛生管理の高度化」という項目が置かれているそのことであらうと思います。これは報告書にはきちっと書かれてございまして、飼養・衛生管理の高度化は生産性の話でかなり書き込まれています。繁殖性を向上させないといけないということなので。この繁殖性の向上について工程表は何となく人工授精の話で、もう少しいろいろなデータをながめながらきちっと検証できるというか、トレースしながら繁殖性をどうするんだというふうに、少しここは膨らませたいと思います。

○信國座長 橋口委員どうぞ。

○橋口委員 生産性の問題で3つほど挙げられると思うんですけども、第1番が今おっしゃった生産性の向上ですね。次にもう一つは育成率の向上、そして相反する問題ですけども、生産コストの低減、こういう面に分けられてくると思うんですけども、生産性の向上についてまず私の考えていること、今私どものグループの中でも特に強くこのことについては言っているんですけども、もと豚の選定が極めて大事になってくるなと思います。

日本養豚協会の中に指定種豚場グループがありますけれども、この指定種豚場グループをでき得るならば繁殖センターとして位置づけていただいて、そこで基本的なもと豚を育てていただく。それをもとに各養豚場では自家繁殖用の母豚の確保ですね、そういう役割分担をやってくれば非常に効果が上がってくるのではないかと思いますし、あるいは今後大きく問題化されてくる豚肉のトレーサビリティの問題ですね、これを抜きにして考えられないと思います。ですから、そういった問題まで今後は考えていかなければいけないんじゃないか。

残りの2番目の疾病対策、いわゆる育成率の向上ですけども、これは余りにも最近新しい病気がいつの間にか入って来ておる。いろいろ治療しても治らない。いろいろ専門家の方々の御意見を聞いてみたら、これは新しい病気だよというのが、私のおります鹿児島県でもしばしば起きております。そういう疾病に対する対策の研究開発も一つ工程表の中には入れていただきたいと考えております。

それから、生産コストの問題については後ほど出てまいろうかと思いますが、その際にお話させていただきます。

○信國座長 ありがとうございます。

今までの話を少しまとめますと、例えば生産性の問題というのは飼養・衛生管理の高度化という形でここに掲げてあるんですが、そのところは多岐にわたる部分があるので、その主なものについては、その項目ごとに見ていくというようなことを工程表の中ではやっていただくということが重要だろうと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほど最初のころに橋口委員から後継者の問題等の話が出ましたが、この後継者の確保等につきまして、この工程表であるようなことでいいのかどうかという御意見等あればと思うんですが、いかがでございましょうか。

阿部委員お願いします。

○阿部委員 必ずしも後継者の確保そのものということではなくても、関連すればよろしいですか。

この工程表では、各地でブロック会議というか懇談会が開かれたり、あるいは専門の指導チームによる地域の支援が行われるということが書かれているんですが、これは僕はとても大切ないいことだと思うんですが、その場合の視点というか、その中に盛り込んでいたきたい視野としては、この資料5に書かれています、地域経済を支援する重要な産業として養豚を位置づける。それと同時に、豚肉の国内生産基盤の強化が必要ということがまず最初の資料5にうたわれています。

そして資料7の方には、例えば1ページでいきますと、持続可能な地域畜産生産構造の確立という素晴らしいことが書かれています。持続可能な地域畜産生産構造の確立、それから、後の方に耕畜連携ということがありますが、そういったようなことを考えますと、いわゆるビッグファームばかりではなくて、小さくてもいい、あるいは中くらいでもいいから、そういう養豚農家をいかに維持していくかということが、これからのテーマの一つだと思うんです。

その場合に、「地域」ということを考えますと、少し格好いい言葉でいきますと、地域コミュニティ、地域経済、地域社会の中に養豚業をしっかりと位置づけるんだという認識が僕は必要じゃないかと思います。私は酪農が専門ですが、酪農と異なり必ずしも日本全体を見た場合に、養豚というのは地域のコミュニティの中に位置づけられているか、フィットしているか、ぴったりとソフトランディングしているかということを考えると、少しきついところがいろんな意味でもあるなと思っておりますので、これからそこら辺のことを、数を減らさないということも前提としながら考えていく。

その場合には、地域コミュニティでどんなことを考えるかという、ここにもありますように耕種農業とか、それから、ここにはありませんが未利用資源の利用という意味では食品産業とか、それから養豚農家、それから農業団体、消費者という、そういう一つのコミュニティみたいなものをつくっていく。例えば耕種農業との耕畜連携の場面でも、堆肥の供給だけではなくて、これは農協の倉庫には聞いたところでは、何トンというオーダーで規格外の小麦があったり大豆があったりするということを宮城の養豚農家に聞いたことがありますので、耕畜連携でも、堆肥と同時に飼料の面でも一緒に連携してやっていく。食品産業もそうです。そしてスモールファームでおいしいハムソーセージをつくって、地域の中に貢献して地産地消につなげていくというイメージ、夢かもしれませんが、そういうイメージを拡大していくことがこれから養豚業を支えていく一つの手法じゃないかと思います。そんな視点で懇談会の開催の場面、あるいは専門家チームの地域支援の中で、そういうネットワークづくりを考えながらやっていただければ非常にありがたいし、実効があります。

例えば乳牛と同じように、地域に養豚用のTMRセンターがあったっていいじゃないですか。そこら辺までいかないと未利用資源の有効利用というのは広がらない。要するに見たときに統計的に数字として評価されるまでいかないんじゃないかと思います。少し漠とした視点ですが、そういう視点でもっと進めていただければありがたいという要望です。

以上です。

○信國座長　ありがとうございます。

関連して何か。堀江委員お願いします。

○堀江委員　今阿部先生からお話がありましたように、地域ネットワークということで、これがやはり国産豚肉の自給率向上になるのではないかと思います。というのは、その中には食育というのが絡んでくるとしますので、この意味で国産豚肉の自給率を高めるということでは、本当に地域ネットワークというのはこれから必要になってくると思います。そして、未利用資源の利用の中では給食センターの残さの利用という話題もございまして、今多少そういう動きはしておりますけれども、なかなかそれだけでは量が足りない。また廃掃法に引っかかるという問題も絡んできますといういろいろな幅広くなってしまうのですが、それは地域の中で皆さんがそういう認識を持っていただければ、うまく回転していくのではないかと思います。これは多分時間はかかると思います。

それから、文部科学省の方も地産地消ということに絡めて、学校給食用食材・食品安全

供給体制整備事業ということで、全国今 20 何県かモデル事業で始めていると思いますので、そういうところとも組んでやれば、食育は非常にうまくいくのではないかと考えております。

○信國座長 どうもありがとうございました。

関連してどなたかございますか。志澤委員お願いします。

○志澤委員 前回のまとめのときに、自給率ということを盛んに私お話をしまして、最後に出てきたのが 73%と、前回と同じような我々生産者としては非常にありがたいというか、要するに一つの冠になった目標があるということはいいいことなんですけれども、消費量を少なくしてということになると、少なくとも現状よりも、ややもう少し母豚の数をふやして生産性を上げないとこれにはならないだろうというふうに思うんです。

そういうふうにすると、今 8800 戸ほど養豚農家が統計上あるわけですが、これを減らさないためにはどうしたらいいのかということとか、あるいはその手法として後継者をどうしていくのということが関連してくると思うんです。できれば各県それぞれ、めぐる情勢の中の何ページかに南九州とか地域ごとの飼養頭数がありましたけれども、今後 10 年後に果たしてその辺の県行政なり地域行政が、どのくらい生産性なり現状維持を確保しようとしているのか、この辺の数字とあわせて目標数値あたりも一緒になって取り組んでもらわないと、ここだけの議論で終わる可能性が高いなと思って心配しているんです。

それにあわせて、では後継者の支援とか人材確保をどうしていくのかという部分も、積極的に今いろいろと税制の問題とか、融資の問題とかいろいろ関連してくると思うんですが、まずそこらから考えますと、73%の自給率を維持するという目標に向かっていくということになりますと、今 53%とか 52%とかかなりかけ離れた数字なんですけれども、これをそこまで上げていくというか、そういうふうに行っていくための行動計画が今ここにあるわけでしょうけれども、ここだけの議論ではなくて、各生産県そのものがどんな感覚を持っておられるのでしょうか。行動計画の中にも各県の課長会議等もあってお話があったと思うんですけれども、どんなふうな意向なのでしょう。

○信國座長 こころ辺で少し事務局の方から今までの御意見について整理してコメントいただければと思います。基本的には地域に根差したいろんな行動が必要になるのではないかと考えています。となると、だれが主体性を持ってという話になるかと思いますが、そこらについての考え方。川合室長をお願いします。

○川合畜産総合推進室長 これまでの議論の中でいろいろ論点は出されたんですが、志澤

委員、橋口委員の方から、戸数の減少は進んでいると。自給率目標は現在 53%を 73%に引き上げていくという中で、政策全体としてどういうことを考えているのか。また、このほかに食育の関係も議論として、今後の自給率向上に重要だというお話、幾つかの論点が出されたわけでございます。

特に戸数の問題、これは今後後継者、担い手の問題をどう考えるかというお話であろうかと思います。今回の工程表においても資料7、資料8の最初の方に、養豚経営の安定と担い手の確保、それから、人材の確保という形ではっきり書き込んでおります。我々としても非常に国際化の進展が想定される中で、どうやって担い手を確保するのか、どうやって人材を確保するのか、これは非常に重要な問題というふうにとらえております。

特に後継者、若い方、農家の次代の方、あるいは全く農業と関係ない別の世界の方からの新規参入、これも大変重要な話で、いずれも積極的に進める必要があろうかと思いますが、やはり一番大事なことは、今現に養豚経営をなさっている方に、言葉を選ばずに言えば、世の中の人がうらやましいと思うぐらいの立派な経営をやっていただく。その姿を見て若い人、あるいは農業以外の方が、農業に希望と理想と誇りを持って参入してきていただく、これがもっとも重要ではないかと思っております。

そういった意味で、まず担い手という意味では、現在認定農家に養豚農家の3割の方、31%の方がなっているわけですが、認定農家というのは、単にスーパーLを借りられるとかそういう現実的な話だけではなくて、認定農家になるということは、地域の養豚業あるいは農業を私が背負うんだということを地域の中で宣言していただくという方でもありますので、まずこれから、そういう地域の養豚業を背負うということを宣言していただく方をどんどん増やしていこうということで、認定農家の認定率31%をさらに向上させることに取り組んでいきたいと思っております。4月に具体的には畜産部長から各都道府県知事あてに、現在の実態調査、それから、現在認定農家になっていないけれどもこれからなる意欲がある人がどのぐらいいらっしゃるのか、そういった実態を調べていただき、なおかつ各都道府県においても、これから地域を背負うという認定農家の方をどれだけふやすかという目標を立てていただくということを今各県の御理解と御協力を得て進めておるわけでございます。

また、後継者なり新規参入の方々に、農業に入りやすい環境整備をするという意味で、例えば橋口委員が御指摘になったように、やめていかれる農家の方は実際いらっしゃいます。ただ、離農された豚舎を有効活用してまた新しい方に入っていただくということをし

やすくするために、離農された豚舎を農協とか都道府県公社が改築なり再整備して、あるいは堆肥舎なりを改築して、そこに母豚を導入しようということをした上で、それを後継者なり新規参入者に引き継ぐ場合には、それに要する費用の2分の1を助成するという事業も、今回交付金化された「畜産の里育成強化のための条件整備」という中で取り組んでいます。また、まだ少し利用件数は少ないんですが、認定農家の方とか新規就農される方に対しては、割り増し償却制度として、通常の損金算入よりも2割余計に損金に入れていただくことが可能という税制措置も準備しているところでございます。

そういった中で、こういったものも十分制度のPR、あるいは都道府県、地域の協力を得て認定農家率の向上、あるいは後継者、新規就農の円滑化に国としても取り組んでいきたいと思っております。

また、もう一つ出ました食育の関係でございます。これは去る6月10日に国会の方で「食育基本法」という法律が成立いたしまして、来る7月15日から施行されることになっております。これは総理大臣をヘッドにした食育推進会議というものを設けまして、その中で、農林水産省だけとかそういうことではなくて、省庁横断的に文部科学省とか厚生労働省とかそういったところとも十分協力して食育を進めていくということで、基本法もでき、それから内閣府に専任担当の準備室もできるという運びになったわけでございます。

そういった流れを受けまして、資料の一番最後のページにも「食育の推進」という欄がございますけれども、実は16年度までは、ふれあい体験については、酪農教育ファームとか、ふれあい牧場とか、どうしても牛とか酪農の話が中心だったわけですが、17年度から事業内容を見直しまして、養豚、養鶏も含めて畜産全体について、ふれあいの体験交流に一生懸命取り組んでいこうということにしています。少しわかりにくかったですが、例えばその趣旨は資料7の6ページ目の一番最後の方にも書いてございます。

そういった意味で、各地域でこういった酪農だけに限らず養豚、養鶏の分野も含めて、幅広く全畜種横断的な取組として、ふれあい体験というものを進めていきたいと思っております。これは今年から、国レベルでは中央畜産会が中心になって取り組んでまいりますので、各県、各地域の協力も仰ぎながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○信國座長 どうもありがとうございました。

全般的な補足も含めて今、川合室長の方からお話があったわけでございますが、あと消費者の方から見て伊東委員、こういう工程表、何かこういうこともやったらとか、こうい

うことを留意したらということがございましたら、承りたいんですが。

○伊東委員 今回から委員に加わりましたので、昨年度の審議については分からない点もありますが、先ほどお話がありました「ふれあい牧場」につきましては、子供たちの食に対する意識向上の上でもいいことだと思います。私どもの年代では、小さいときに豚を飼っているところを実際に見ている人もいますけれど、30代ぐらいで都会に住んでいる人たちは、飼育している現場を見ることは少ないと思います。ですから、お母さんも一緒にそうしたイベントに参加して畜産の現状を知り、話し合う機械を作れば食についての考えが違ってくるのではと思います。

○信國座長 どうもありがとうございました。

大体当初予定していた進行の時間どおりなんですが、工程表は大体この程度で……。木村委員お願いします。

○木村委員 今後進める上では、工程表の中の特に項目をいかに絞るかというところが非常に重要なポイントになってくると思うんですけども、例えば報告書と見比べて見ますと、例えば報告書の5ページには、「法人化、協業化、グループ化の推進」という項目があるんですが、今回の工程表の中には、特に項目からはずれていますよね。

あと細かい文章の中を見ますと、ここが重要ですよとかここが必要ですよという意味で、一つ課題として整理されたものが報告書の中になんかあるんですけども、今回の項目として挙げられた中では、そういうものは除かれているものも見受けられますので、その辺はどのような整理となっているのか少しお伺いしたいと思います。

○信國座長 事務局お願いします。

○廣川生産技術室長 指摘ありがとうございます。本来的には報告書で書かれていること、こういうことが必要なんだろうとか、すべきであると書かれていることについては、工程表の中で位置づけていこうと考えております。再度精査しまして、抜けていることがないようにしたいと思います。

○信國座長 どうぞ、橋口委員。

○橋口委員 先ほど川合室長さんの方から本当に力強い、私ども養豚農家の立場から考えますと、御説明をいただいたわけなんですけど、今目標として掲げている73%の自給率、この数字とそれから総体的な10年後における出荷頭数、生産頭数をどのように関連づけて考えていけばいいのか。減少してくる養豚業の数と、新規に養豚を始めようとしてもなかなか厳しくて開業ができない。しかも、農村においては新しく養豚を始めようとする人も

非常に少ないんですね。

ですから、出荷頭数を増やしていくためには、既存の養豚場の規模拡大に大半を委ねなくてはならないというのが今の日本養豚の現実の姿ではないのかと思うんですが、その面から考えた自給率の引き上げと出荷頭数はどのように関連づけて考えていけばいいのか、このことについてもお伺いしたいと思います。

○信國座長 いわば工程表、それから、それに沿った具体的な計画並びにその評価というのが、一連の端的に言えば自給率 73%という目標と、そこで具体的にとられた政策の効果がどれだけマッチしているかということを見ていくのがこの懇談会で、目標等を計画、工程表等を議論する趣旨だろうと思いますので、この進行の中でそこはその都度御議論いただくということではないか。まさに橋口委員おっしゃったことがこの懇談会の目標、目的であるということで御理解いただいたらと思うんですが、そういうことでよろしいんですね。

川合室長、そういう整理でいいのかどうか、済みません私勝手にしゃべりましたけれども。

○川合畜産総合推進室長 座長の整理でよろしいかと思いますけれども、少し事務的な話を補足させていただきます。今回、食料・農業・農村基本計画で自給率目標、カロリーベース全体では 45%という目標を掲げ、現状は 40%でございますけれども、カロリーベースを食料全体で 5 ポイント上げていく。その中で重量ベースの豚肉自給率 53%を 73%まで引き上げるという目標を立てているわけでございます。

これは消費量が分母で生産量が分子ということになるわけですが、消費量につきましては、適正な P F C バランスの実現という観点から、現状より少し減らざるを得ないのかなと。ただ、現在 53%裏返しの 47%部分の輸入がございます。やはり国産の有利性を最大限に発揮していただくことによって、現在 127 万トンの豚肉生産量を 131 万トン、あと 4 万トン引き上げることが必要であろうかと思っております。もちろん、この生産量の増のために出荷体重、現在の 1 頭当たり 110 キロでございますが、これを 113 キロまで引き上げる、さらに出荷頭数をふやすということで、この 4 万トンを対応していくということをモデルとして掲げさせていただいているわけでございます。

先ほど現実問題として、現場で新規の養豚の参入は難しいという話がございました。確かに真っさらなところに入って行く難しさというのは我々も感じているところでございます。ただ、先ほど少し触れましたように実際離農後の豚舎とかこういったもの、ここは実

際少し前までは養豚をやっていた場所なわけですから、そういったところを有効活用する。そのために補助事業も有効に活用していただく。

もちろん、規模拡大でそれに対応していただく。これはあり得るべき姿かと思います。それぞれ支援措置を用意しておりますので、実際に担い手の方がそういったものを活用しつつ、あと4万トンの国産生産力のアップということを、行政だけで力んでもできません、そういった意味で関係団体、あるいは地方行政の関係者それぞれ一体となって、一つの方向に向かって取り組んでいくことが重要ではないかと思っている次第でございます。

○信國座長 どうもありがとうございました。

まだ御意見もあろうかと思いますが、時間の関係もございますので、本日示されました工程表及び行動計画につきまして、とりまとめを行いたいと思います。

本日提出いただきました資料7「養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた工程表」、それから、資料8で「平成17年度養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画」、非常に大きくくりにしてあたり等で若干の注文はつきましたけれども、基本的に御了解していただいたということによろしいのではないかと。

ただ、再三出ましたように、このくくられたそれぞれの項目の中には、養豚問題懇談会報告書に出ている細かい具体的なものがきちんと含まれているんだということをはっきりさせる、おろしていく段階では、そういう問題を全部必要に応じて小出しといたしましょうか、必要に応じて項目として掲げて整理していただくというのが一つ。

それから、全体としてまとめる中で、特に阿部委員からお話が出ましたが、地域コミュニティ、要するに地域に根差してどういうことで進めていくかという全体を縦に割ったものから、むしろ横に地域という軸を置いたときの姿というのを極力反映する形で進めていただいてはどうかと、この2点を留意していただきながら、基本的には本日の2つの案というのは了承していただくということによろしでしょうか。少し私勝手にまとめさせていただきましたけれども。

矢入委員、お願いします。

○矢入委員 内容的には座長の言われたようなことで思っておりますけれども、この資料8の行動計画(案)の方なのですが、1ページの注のところに、「計画欄の□は、国、県等の活動」、それから「破線の□については、団体の活動を示す」というふうになっているわけなんですけれども、実際これを県におろしていったときに、県のどのような部署がやるのか。担当まではいいと思いますけれども、どんな部署がやるのかということ、それから、

県だけではなくて畜産協会とかそういうところにおろす場合もあると思うんです。

これまでのこのようなことについては、どうも途中でとまっていたことがたまにあるんです。実際に生産者までおりていないということがありますので、どういう部署が担当して、どういうふうな形で生産者までいくのかというものをきちっと示すというか、とっていただければと思うんです。それでこの検討会が検証していく中でも、どこでやっているのかということが必要ではないかというふうに思うんです。

○信國座長　ありがとうございます。

工程表とその評価の仕方、どこがそれを担っているかというのは、少しずつわかっていくように進んでいったらと思っている次第でございます。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ここで 10 分ばかり休憩いたしまして、差額関税制度の議題に移らせていただきたいと思います。では、休憩いたします。よろしくお願いいたします。

〔暫時休憩〕

○信國座長　それでは、10 分経過しましたので、再開させていただきたいと思います。

休憩前のあれで最後のことでございますけれども、工程表をどうやって実行に移すかということで、そのフォローアップなり検証につきましては、ひとつ関係するそれぞれのところできっちりやっていただくということで、今の議論を生かしていただきたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（３）豚肉の差額関税制度について

○信國座長　それでは、差額関税制度につきまして御意見をお伺いするということで再開したいと思います。

まず、「豚肉の差額関税制度について」の説明を、佐藤食肉鶏卵課長よりお願いいたします。

○佐藤食肉鶏卵課長　それでは、お手元の資料 9 - 1 の横長の資料をごらんいただきたいと思います。座ったまま説明させていただきます。

先ほど町田部長の方からお話ございました豚肉の差額関税制度について、制度の概要、あるいは制度創設の際の経緯について説明した資料でございます。

まず 1 ページをおあけいただきたいんですが、この差額関税制度については豚肉で設け

られておりますが、この豚肉につきましては、(1) 番でございますが、牛肉と比べまして、右側の方にございますように、夏場の受胎率の低下によりまして、非常に夏場に価格が上昇する一方で、秋から冬にかけてまして出荷頭数が増加しまして、価格が下落するというところで、年間を通じて価格変動が激しいという特色がございます。

また、牛肉と比べまして、国産と輸入との品質格差が少ないという特性がございます、海外との生産コスト差が大きいということで、右側の 2 つ目のグラフをごらんいただきたいわけでございますが、海外諸国に比べまして生産コストが非常に日本は高いといった特性があるわけでございます。

(2) 番でございますが、こうした中、昭和 40 年代前半に国内外から豚肉の輸入自由化を求める声が高まったわけでございますが、先ほど申し上げましたような豚肉の特性から、当時敷いておりました輸入数量制限というものが撤廃されますと、安い豚肉が大量に輸入されて、国内生産に悪影響を及ぼし、ひいては、それが国内生産基盤を縮小しまして、消費者への安定供給に支障を来すということが懸念されたところでございます。

こうした経緯を踏まえまして、(3) 番でございますが、昭和 46 年 10 月の輸入自由化の際に、安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止することを目的としまして、差額関税制度が設けられたところでございます。

2 ページをおあげいただきたいと思います。具体的な制度の仕組、概要でございます。右側のグラフをごらんいただきたいと思います。まず輸入品の価格が低いときということで、横線に輸入価格がございますが、これが低いときには、今度は縦の方に基準輸入価格という価格がございます。この基準輸入価格に満たない部分を関税で徴収しまして、国内養豚農家を保護するという形になっております。また、今度は輸入価格が高いということになった場合には、4.3% という低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減しまして、消費者の利益を図るという仕組になっておりまして、需要者と国内生産者とのバランスを図るという仕組になっているところでございます。

例えば、(2) 番でございますように輸入価格が分岐点、これが現在 393 円と枝肉ではなっているわけでございますが、これ以下の場合には、基準輸入価格が約 410 円でございますが、それと輸入価格との差額、右の図の の部分でございますが、これが徴収されるということでございます。輸入価格がこの分岐点価格を超える場合は 4.3% の従価税ということで、 の部分が関税として課税されることになっているところでございます。

本制度によりまして、国内生産者のみならず、消費者に対しても、新鮮で安心な国産豚

肉の安定供給の確保を図ってきたところでございます。

この基準輸入価格ということでございますが、これが実は国内の生産者の保護を目的と
いいですか、再生産が可能となるような価格と連動しているような基準、価格水準になっ
ているところでございます。

3 ページをおあげいただきたいと思います。今申し上げました基準輸入価格につきまし
ては、国内生産者と需要者とのバランスも考慮しながら、逐次引き下げを行ってきたとこ
ろでございます。ウルグアイ・ラウンドの農業交渉におきましても、関係国との協議の結
果、この合意水準以上の基準輸入価格の自主的引き上げということで、例えば平成 12 年
度以降でございますが、基準輸入価格、これは合意水準、除去水準と申しますが、これが
本来でありますと 510 円ということでございますが、協議の結果、自主的に 409 円という
ことで引き下げているわけでございます。

番で、その代償として、輸入量が急増する場合には、これまた国内生産への影響が懸
念されるわけでございますので、輸入急増の場合には、基準輸入価格をこの 409.9 円から
510.3 円まで引き戻す関税の緊急措置をセットで導入しているところでございます。

3 ページの右側の上の表が、この譲許水準、すなわち、合意水準と実行水準の推移でご
ざいまして、年々基準輸入価格を下げてきたという表でございます。下の表が豚肉の緊急
措置の概要でございまして、各四半期ごとに、対前 3 年度の平均から 119%を超えた場合
には、緊急措置が発動されるということで、この 409.9 円が 510 円に戻るということを表
であらわしているところでございます。

続きまして、4 ページをおあげいただきたいと思います。こうした国内の生産者の保護
の観点から、豚肉の差額関税制度というものが設けられているわけでございますが、実は
国内の加工業者の保護のために、豚肉だけではなく、ハム・ベーコンといった豚肉の加工
品についても、必ずしも全く同じわけではございませんが、右側にございますような差額
関税制度が導入されているところでございます。

続きまして、5 ページでございます。豚肉輸入の現状でございます。これにつきましては
は養豚懇でもいろいろと資料で提出させていただいているわけでございますが、(1)番で
は、先ほどの基準輸入価格が中長期的に引き下げられてきたということでございますが、
その中で豚肉の輸入量は増加傾向で推移しているわけでございます。

そうした中、(2)番でございますように輸出国の実態でございますが、近年ではデンマ
ーク、米国、カナダが主要な輸出国となっております、平成 16 年は米国産牛肉の輸入

停止ということで豚肉への代替需要が増加いたしまして、豚肉の輸入量が過去最大の 86 万トンといった数字と重なったところでございます。

6 ページをおあげいただきたいと思います。右側の方に、豚の部分肉の主な用途ということで、豚肉のパートごとにポンチ絵であらわしておりますが、(3) 番にございますように、豚肉というのは、需給動向を反映して部位により、パーツにより価格が異なりまして、ロース、ヒレは比較的高く、うで、ももは比較的安くなっておるところでございます。

差額関税制度のもとでは、(4) 番でございますが、輸入豚肉の実際の課税後の価格というのは、基本的には先ほど申し上げました基準輸入価格を下回らないような仕組みとなっておりますが、実際の輸入では、価格の高いロースだとかヒレ、あるいはももとかうで、こうした安い部位を組み合わせ、分岐点価格に近いところで輸入するケースが多いと言われているところでございます。

6 ページの右側の下をごらんいただきたいんですが、豚肉の輸入例ということで、輸入されるコンテナ、大体 20 トンでございますが、この中にヒレ、ロース、もも、うでが組み合わせられて一本の価格で通関してくるということになっております。国内ではこの輸入豚肉の卸売価格が、ここにございますようにヒレが 801 円で、うでが 395 円といった値段で取引されることもあるわけございまして、基準輸入価格を下回るような価格で取引される例もあるわけでございますが、(5) 番にございますように、結局部位別に見れば、基準輸入価格を下回るような価格で国内で取引されることもあり得るわけですが、このような場合においては、高価格部位もあわせて輸入する必要があることから、結果的にはももとかうでを抑制的に輸入する結果に重なっているということでございます。

続きまして、7 ページをごらんいただきたいと思います。豚肉の差額関税制度をめぐる動きということでございます。この問題につきましては、(1) 番でございますように、輸入申告価格を高く偽ることによって関税を不当に免れるといった不正輸入が、本年に入ってから 2 件摘発されているところでございます。

不正申告による脱税行為というのは許しがたい反社会的行為でございまして、今後とも厳正に対処していく必要があると考えているところでございます。

右側の表の方に、最近の豚肉の不正輸入の例ということで、最近の 2 年間の脱税額の実態を示しております。農水省としまして、これまでもこうした不正輸入の再発を防止しまして、本制度を円滑に運営するために、食肉関係業者に対して関税法令等の遵守の徹底を指導するとともに、(6) 番でございますが、関税法違反の疑いのある事案につきましては関

係当局に情報提供を行うということで、関係機関による取り締まりが徹底されるよう連携を図ってきているところでございます。

また、こうした事案につきましては、(4)番にもございますように、食肉業界全体における法令遵守体制の確立・徹底が非常に大事だと考えておりまして、この徹底について今現在積極的に指導に努めているところでございます。

7ページ目の右側にございますが、我々これまで対応してきた状況でございますが、まず豚肉輸入制度に関する関係者への指導ということで、関係団体の幹部を4月20日、21日に呼びまして、法令遵守の徹底を図るように申し渡したところでございます。

また、2ポツにもございますように、畜産部長名で4月下旬に指導文書を発出したところでございます。この指導文書と併せまして、リーフレットも作成して配布しておりまして、これがお手元にございます資料9-2でございます。指導文書ということで、資料9-2で4月25日付の文書がございます。この指導文書の要点につきましては、詳しいことは申し上げませんが、2枚目に掲げている具体的な事項について遵守されたいということとで指導文書を通知しております。

1つは、この豚肉の差額関税制度の趣旨を了知していただきたいということ。2番にございますように、食肉の購買に当たりまして、関税法を初めとする関係法令に違反し、またはそのおそれのある取引に係る食肉を購買することのないよう、取引に当たっては慎重に対応していただくということ。3番で、コンプライアンス意識の確立、徹底を図るということにつきまして、指導通知を発出したところでございます。

この発出とあわせまして、また資料9-1の7ページにお戻りいただきたいんですが、右側の方の1番でございますが、食肉業界全体のコンプライアンス体制の確立、徹底ということで、食肉関係団体、そして団体傘下の企業のコンプライアンス体制の整備状況等につきまして、5月20日から調査を行っております。また、あわせましてヒアリングを実施しまして、こうした文書発出後の具体的な取組状況、あるいはコンプライアンス体制の整備状況につきまして、ヒアリングを行っているところでございまして、こうしたヒアリング結果等を踏まえまして、さらなる指導の強化に努めていきたいと考えております。

また、1番でございますが、通関当局、関係機関との連携強化ということで、情報提供、定期的な意見交換会、リーフレットの配布ということで、適正を期するために種々努力していきたいと考えているところでございます。

8ページでございます。豚肉の差額関税制度の取扱でございます。この問題につきまし

では、(1) 番にございますように、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意において、その機能が維持されてきたということで、現在行われておりますW T O 農業交渉の中で議論されるべきものと考えております。

(2) 番で、ただ、本制度につきましては、昨今の制度を悪用した不正輸入というものが摘発されている中で、右側にございますように、関係者の皆さんから当方に意見が出されておりまして、国内の生産者、実需者、そして消費者の皆さんからいろんな意見がございますので、これを聴取しまして、これを踏まえた上で、臨んでいきたいと考えているところでございます。

右側には、いろんな意見の一つとして、国内の豚肉生産を維持する上で重要な役割を果たしているという意見。そして、悪いのは不正防止ということでございますので、この防止の取締の徹底を図りながら、現行制度を堅持すべきだというような意見がある一方で、もう一つはこの制度というものは、他にも例が全くないわけではないわけですが、複雑な仕組であり、より簡潔で透明性のある高い制度にしていくべきではないかという意見。また、現行制度のもとでは、先ほども少し申し上げましたけれども、セットでコンビネーションでの輸入があるわけですが、必要な部位を必要なだけ輸入することが困難ではないかという御意見。また、違法行為を犯した安い豚肉、安いからといってそうした違法行為を犯したような豚肉を、何も消費者は望んでいるわけではないといったような御意見、こうしたものが寄せられているところでございまして、本日更にいろいろな御意見をお聞かせいただければというふうに考えている次第でございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○信國座長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から御説明いただきました内容につきまして、御質問あるいは御意見を出していただいたらと思います。小田切委員。

○小田切委員 本日は差額関税制度について意見、要望などを申し上げる機会を得まして、感謝を申し上げます。初めに、昨今の豚肉輸入をめぐる不祥事に関連し、当業界としても改めてコンプライアンス体制の確立、徹底に全力を挙げて取り組んでいることも御報告申し上げます。

さて、差額関税制度についてでございますけれども、ただいま御説明がございましたように、本制度は、もとより国内生産者の保護や国内の豚肉の需給及び価格の安定を図る上で大変重要な役割を担っております。しかしながら、一方では次のような問題、障害がご

ざいます。その第1は、現行の差額関税制度のもとでは低級部位ほど高関税となるため、食肉加工業界にとって、必要な部位を必要なだけ輸入することが困難だということでございます。

このために、輸入者は分岐点価格となるように、低級部位と高級部位を組み合わせで輸入することになりますけれども、この場合、不必要な部位も輸入しなければならないこと、ひいては国内生産者にも悪影響を及ぼすなどの弊害が生ずる可能性がございます。

一方、第3には円高の定着に加え、国内で輸入した高級部位がだぶつくようなときには、組み合わせ輸入そのものが困難となって、とりわけ低級部位の入手難、価格の高騰を招くなど、食肉加工に必要な原料豚肉の安定確保に支障が生ずることになります。昨今の食肉加工業界は、海外からの割安なソーセージの輸入急増と、輸入原料豚肉の入手難、価格の高騰によって大変厳しい経営状況に直面しております。

次に、今後の改善・見直しについてでございますけれども、食肉加工業界としては、次の2点に絞って意見、要請を申し上げます。

その第1は、現行の差額関税分を定率又は定額関税に改正することでございます。C I F 価格、いわゆる日本の港につけた価格でございますけれども、国内の輸入豚肉の実勢価格など総合的に勘案の上、関係者が受入可能な適正水準に関税を設定するとともに、あわせて輸入急増時にはセーフガードを弾力的に運用することによって、現行制度の趣旨、目的を損なうことなく関税化が可能と考えます。

また、昨今は、国産豚肉は食肉用が主、食肉加工用はフローズンの輸入豚肉が主という関係が定着してきておりますので、適正水準で関税化をすれば、国内生産者の保護に特段の影響を及ぼすことはないと思われます。

第2は、ソーセージ用の原料豚肉の関税についてでございます。現行の輸入ソーセージの関税は既に10%となっております。近年、海外から割安なソーセージの輸入が急増しております。国際競争力及び公平性の確保の観点から、製品関税と整合性のとれた関税とする必要があると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、いずれにせよ、国産、輸入を問わず原料豚肉の安定的な確保は、国内の食肉加工業界にとって死活問題でございます。生産者、消費者各位の御理解、御協力をお願いするとともに、現行制度の改善、見直しについて農水当局の前向きな御検討をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○信國座長 ありがとうございます。

志澤委員お願いします。

○志澤委員 今日の会議の趣旨というのは、自給率 73%にするという大きな目的の中で、どう国内生産の自給率を上げるか、高めるか、維持するかということなんですね。今小田切委員のおっしゃられたことは、一メーカーとしての考え方ではないかなと私は思うんです。ということは、差額関税制度というのは 34 年前からあって、これをきちっと守るとするのが日本の国民の義務だと思うんです。例えば税金をちゃんと払うとか、健康保険の税金を払うとか、これは当たり前のお話なんですね。これが破られていたということは、我々生産者としては、これによって国内生産の振興を図られていたと信じていたわけですね。そしたら、あけてみたらかなりこういうのがあったというのは、全く関税当局なり財務省が手ぬるかったんじゃないか。

これが今おっしゃられるような形で国内生産者にも影響するんだよということだけでも、例えば一つの例を申し上げますと、豚肉というのは今ロースが一番高く、仮に枝肉価格の単価を 500 円だとしめすと、ロースの取引単価は大体枝肉 1 に対して 2.5 なんです。ロースとヒレとあるいはかたロースぐらいが大体中心で、それで価格が決まっているわけですね。例えばアメリカの豚肉の平均価格で入って来たのは 561 円となっていますが、国内では仮に枝肉価格が 400 円だとすると、約 1000 円なんですね、ロースの流通されているのが。このような重要部位が価格を維持できなかった場合に、国内産豚肉の価格というのは全く生産不可能な、再生産不可能な価格になってしまうのですね。

ですから、私はこの差額関税制度というのはちゃんと維持されているものと思っておたら、今回そうじゃなかったということは、全く国内の生産者、あるいは国民をある意味ではごまかしているんじゃないかということを感じて、本当に腹立たしく思うんですよ。

少なくとも豚肉の自給率について 50%を割らない形で、73%に向かって行こうという中で、私は差額関税制度というのはぜひ維持してもらいたい。これは国際的にも守られているわけですし、ウルグアイ・ラウンドで決まった形で、何ページかにありましたように、だんだん基準輸入価格が下がってきて 410 円にとまっているわけですけども、我が国では少なくとも去年の 11 月から環境規制により、世界に先駆けてコストが枝肉 1 キロ当たり約 30 円くらい、豚肉 1 頭 2000 円くらい高くなっているんです。これをしないと豚を飼えない状況なんですね。そういう投資もしているわけですから、差額関税というのはちゃんと決まった法律ですからきちっと守ってもらって、これによって我々は一生懸命、自給率

を維持しながら再生産しようと思ってやっているわけなんです。

それから、セーフガードの問題も、これは必要以上にいっぱい入ったときには関税が上がるというのは当たり前の話でして、ほかの世界にもあるわけですから、私は生産者の一人として、これは多分消費者の方にも意見を聞いていただくといいと思うんですけども、高かったら安く関税を下げようじゃないかと。これもいい制度なんですね。ただ、問題は透明性を上げるために、ワンコンテナでいろんな部位がセパレートで入って来るのが 500 円、例えばここでいくと 400 円以下だよという申告さえすれば、インポートで判こを押せば完全に入って来るという、これは通関時の対応が手ぬるいんです。

これは去年のメキシコとの F T A の交渉の中である問題が起きたときに、関税当局にも言い、横浜税関長にも言って現場を見たときに、これはワンコンテナ 40 フィートとか 45 フィート入って来て、何と何と何の組み合わせですよという輸入価格のそれで判こを押されて通関しているだけなんですね。関税当局に、例えばアメリカの輸出港でロースが幾らして、バラが幾らして、かたが幾らしてというのがわかっているんですかと言うと、そんなことはわかりません、ただ言われている数字に判こを押して後追いなんですよということ聞きまして、これではやはりいろいろな問題が出てくるだろう。もっと透明性があるような運用の方法をして、ぜひ私は差額関税制度を維持していただきたいと思います。

○信國座長 橋口委員どうぞ。

○橋口委員 私も今の志澤委員の御意見に全く同感でございますけれども、座長さん少し話が変わりますけれども、特別に 2 分間ほど時間をいただきたいんですが、実は 3 月 10 日に自民党の畜酪小委員会に、私どもが全国それぞれの団体から要請に上京された方々と一緒に、全国養豚協会の立場で陳情に参りました。その席上で、宮崎県選出の代議士の江藤拓先生からこんな話が出ました。あるいはお聞きになった方々もいらっしゃるかと思うんですけども、宮崎県のある小学校で、6 年生の子供に対して担任の先生が、「皆さん、今年は非常に台風が数多く上陸して、農家が大変な被害を受けましたよね。こういう災害がたびたび発生して、もし食料がなくなったらどうすればいいのか、皆さんが考えていることを作文にして出しなさい」という作文の課題を出された。それに対する答えとして、6 年生の子供の中では 1 人だけが、「そういう被害が出たら、みんなで農家を応援して、町も県も国も応援して、再生産が可能な食料増産ができる国にすべきじゃないか」という答えを書いたら、それに対する担任の先生の評価は「バツ」だったということなんですね。

そのバツのついた作文を子供が家に持って帰ってお父さんに見せたら、お父さんが大変

怒って、学校の校長先生のところへ怒鳴り込んで行った。正しい答えを書いているのに何でバツなのかということで、校長先生に怒鳴り込んで行ったら、校長先生が急遽緊急の職員会議を開かれて、「この問題についてこういうことがありました、先生の皆さん方はどのようにお考えですか」と聞いたら、3分の2を超える先生方が、バツをくれた担任の先生の評価が正しいよという職員会議の結果であった。

その理由は、世界各国、今どこにでも食料がありますよ。被害を受けて食料がなくなったら、あるところから輸入すればいいんですよというのが、大方の先生方の御意見であったというようなお話を江藤先生がされました。私はそのお話を聞いて大変ショックを受けました。

これは国の食育教育を根本からやり直さなければいかなんというのを考えまして、早速、帰って教育長のところにおいて、「実はこうこうでした、幼稚園の子供から始めてください。いかに国内で生産される安全・安心な自給食料が大事なことが、これをひとつ日本全国に広げていく教育のあり方を教育長、末吉を発信の地として全国に発信してください」ということをお願い申し上げましたが、そのように今食料を取り巻く環境というのは、生産者と消費者の関係が極端に分かれている。今志澤委員おっしゃったとおりなんです。

そういう状況の中で、この豚肉に関する差額関税制度、これは昭和46年につくられた制度であって、今日まで私どもはそれに忠実に従いながらやってきました。今養豚農家考えているのは、今後、経営安定対策としての差額関税制度がどうなるのか一番関心のあるところでございます。志澤委員おっしゃったとおり、私はこの差額関税制度については、今後も引き続きこの制度を守って、国内における養豚農家の経営安定に役立てるような制度として、ひとつ今後もやっていただきたいということを強くお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○信國座長 どうもありがとうございました。

ほかの委員の方。堀江委員お願いします。

○堀江委員 この問題につきまして、私は千葉県なんですけれども、生産者の方、特に若い方々に意見を聞きました。これは国際的に決められたもので、もう承諾を得た法律というか関税制度ではないかと。これを破った者が悪くて、何でこの問題をいろいろマスコミで議論するんだという話をした若い後継者の方がおりました。堀江さん、今から我々はまだ30年も養豚をやらなければしょうがないんだよ、こういう制度をちゃんとつくってく

れなければ、国が自給率 70 何%まで上げるんだという話もできないんじゃないかという
ことで、こういうWTOの中で決められた関税制度は、もう日本の中でどうのこうの言う
のではなくて、世界各国が認めてくれた関税制度なんだから、こういうことはちゃんと守
っていくように言ってきてくださいよというお話をされまして、今日、私今ここでお話し
しているわけでございます。

そういうことで、いろいろ加工メーカーの方々の御意見もあると思いますけれども、こ
れはこれから——今ではなく、今までもそうですけれども、これから私どもが養豚をやっ
ていく中では、国内の養豚生産者がやっていけるような制度をきちんと、これからのWT
O交渉の中でもつくっていただきたいと思います。

○信國座長 どうもありがとうございました。

今までは加工業界の方、それから生産者という、全くこの問題については正反対の立場
の御意見があったわけですから、中間と言ったらあれですけれども、何か違う立場か
らの御意見を承ればと思うんですが。

松田委員、お願いします。

○松田委員 この問題は、今日本において企業があらゆる問題で起こっている問題だと、
まさにコンプライアンスの問題だということで、日本の企業が問われているんだというふ
うに私は思います。逆に言うと日本の企業はそれだけまだまだ歴史がないというか、とい
うところにやはりあるんじゃないか。もちろん企業の性善説だとか性悪説だとかあるん
ですが、じゃあ性悪説に立ってやっていけば、どんどん規制ばかりやっていかなければいけ
ない。そうすると企業がもっと自由な活動ができるのかということに相反することにも私
はなと思います。

そうした中で、この制度は世界的に認められた制度で、私はもちろんこれはこのままや
られた方がいいと。もちろん複雑だとかいろいろあるんですが、これはきちっとまとまっ
た上で、私は本来コンプライアンスというのが日本の企業の中で、大手でも最近いろいろ
やってきておりますので、これがどんどん進められれば、もう少しこの問題は大きな問題
ではなくなるのではないかと。例えば我々の企業でもそうですけれども、食品を扱っている、
あるいはそれに類するものは、逆に言うとかいう問題を起こすと企業は倒産するという
ような状況であると思うんです。そういう認識に企業のトップが立てばこういう問題はな
くなっていく。

たまたまこの業界というのは、非常に規模の小さいところから大きなところまでいろい

るあるというところにも一つ原因があったかなと思うんですけれども、そこをしっかりと押さえていけば私はこの問題は解決してくるのではないかな。ある意味からしたら、今回起こったことが一つの薬になるというふうに考えられますので、コンプライアンスというものを日本の企業がきちっととれるように、国としても指導していくというか、そういうことが大事じゃないかと思います。

○信國座長 ありがとうございます。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 私はこういう社会経済的なことについてはプロフェッショナルではないのでありますが、感じたことを3つほどお話ししたいと思います。

1つは、やはりルール・イズ・ルールだと思います。

それから2番目は、これを心配するのは、市民・消費者の皆さんがこの制度についてどういうふうに認識するかということが大きな問題だと思うんですが、それに関してはまさに前段の議論だと思うんです。つまり日本で養豚をやることの意義、価値ということをみんなにしっかり知ってもらいたいということ。こういう制度で日本の生産者というものをしっかりと守っていくことが、我々の食生活あるいは日本の農業にとって必要だということをきっちりと説明する、これはある意味ではお役所の仕事かもしれません。

それからもう一つは、3番目ですが、前段でも議論がありました飼養農家戸数が減少しているということで、私少し平成11年から16年までのトレンドを計算してみました。つまり11年から16年までの年次を横軸にとって、縦軸に飼養農家数をとって、相関係数を計算してみると0.99ぐらいなんですね。そして回帰係数マイナス730なんです。つまり平成11年から16年までの間、ほぼ毎年730戸の割合で養豚農家戸数が減ってきている。このまま何の手だてもせずに、先ほどそのために行動計画が立てられているわけなんです、その実行をしっかりと待ちたいと思いますが、そういうことがなくてこのトレンドでいくと、5年後の平成21年には5300戸になってしまうんです。そのときに飼養頭数が1戸当たり多くても、今のトレンドで多くなったとしても、今現在の頭数972万4000頭よりもはるかに低下してしまう状況にあるということです。

これはとても悲しいことだし、そういうトレンドを今までどおり続けるということではいけないわけで、繰り返しになりますが、そのために前段の議論がされているんだと思います。それと同時にそれを支えるものとして、今も議論がありましたけれども、この制度というのは日本の農業政策の一環としてずっと続けてこられた。そして、その中で生産者

は日常的に安心して仕事をしているということがあるわけです。もしもこの後ろ支えがなくなるような不安感を与えるようなことになると、先ほど言ったような現象を、要するに負の方向に加速するというか、その経営に対して負の影響を及ぼしかねないということがあるということです。

整理しますと、ルール・イズ・ルールということ、それから養豚経営の人たちへの安心感と、それから減少していく、先ほど自給率の話がありますが、自給率の維持のために、そして、それを理解してもらうために消費者の皆さんへきっちり説明して納得してもらうということ、そこら辺がこの問題のこれからの考え方ではないかというふうに思います。

以上です。

○信國座長 どうもありがとうございました。

橋口委員。

○橋口委員 座長さんもう一つお願いします。いろいろ御意見が出てくるわけでございませけれども、私は養豚というものが支える国内の産業の面から考えますと、養豚というよりもむしろ養豚産業というふうに申し上げた方が適切ではないかと考えます。まず第1に屠場の雇用の拡大、そしてその次の食肉に携わる流通関係、運送関係、いろんな面で国内の産業、いわゆる企業と言った方がいいのでしょうか、それを支える大きな養豚産業というとらえ方で、国内の養豚農家を守っていく、あるいは国内の養豚農家の経営安定を図る国の政策をつくり上げていただくこと、これがほかの産業に比べて極めて大きい分野を占めておる、そのことにもう一回御認識を改めていただく、そういうふうをお願いを申し上げたいと考えております。

○信國座長 どうもありがとうございました。

志澤委員。

○志澤委員 私は消費者の立場で一人見えておられますから、ぜひお話をお聞きたいんですけども、今日日本人が食べている肉類で豚肉がたしか47%だったですね、前回のときに発表されましたけれども、まあBSE以来ですけれども。かなり重要な食材なんですけれども。それがその顔の見えるところなので、国内養豚の振興のあり方について、自給率73%を実現するための方策について、本懇談会で議論をしている。一方で、関税制度について、こういう不正問題があったときに、これをどう考えるのかということと同じ本日のこの場で議論するのは少し私はおかしいんじゃないかと思うんです。

ということは、今橋口委員がおっしゃったように、私どもの調べたデータですと、日本

人の約 25 万人近い人が養豚及びその関連事業に携わっておられて、これは労働人口の中ではかなり大きなシェアというか産業なんですね。そして、コンプライアンスを守らなくて大きな乳業会社がつぶれたりしているわけですね。それから、BSEで米国産に特化した牛丼メーカーがかなり厳しい決算をやっているとか一方では言われていて、そして、こういう問題があったらこの制度はどうなんだという話。

関税法の罰則規定は随分緩いと思うんですね。こういうことをやった場合には、懲役 5 年もしくは罰金 500 万円というのは、こんな小さいのじゃなくて、もっともっと重課の罰則規定を設けた方がいいんじゃないか。あるいは消費者の方もおられますから、もしそういうことをやったところ是不買運動するぐらいな話で持っていけないと、もっと何かきっちりとしていけないといけないんじゃないかと私は思うんですけども。少し言い過ぎかもしれませんが、この制度で日本の養豚が今まで支えられた部分だと思っていたものですから、この辺は農林水産省はよく頑張っていたいたわけですけども、もっと違ったところに物を言わなければいけないんじゃないかというふうに私は思っているんです。

○信國座長 一言申し上げておきますが、ここでこの問題を議論すべきではないというお話でございますけれども、これだけ養豚産業とも非常に強い関連を持った制度でございますので、それぞれの立場からこの問題をどう受けとめておられるか、むしろ忌憚のない意見をいろいろ出していただきたいという趣旨だと私は先ほどの冒頭の畜産部長さんのあいさつ等から受けとめているわけでございまして、したがって、ここで何か結論を出すとかということよりも、できるだけ幅広い立場からの視点をいろいろ整理させていただくというのがこの趣旨でございまして、冒頭、養豚問題懇談会の今後の行動計画とか工程表という議題に急遽この差額関税制度の問題を追加して、こういうことで皆さんの意見をお聞きする、まさに意見をお聞きしたいということでお聞きしているわけでございまして、本懇談会として何か結論を出せる性格のものではないのかなと思っております。

実は私の方からも伊東委員に、消費者の一人としてどういう見方をしておられるのかをお伺いしようかと思っているところで、ちょうど志澤委員から消費者代表の意見も聞くようにというお話がございましたので、伊東委員に発言をお願いしたいと思います。

○伊東委員 私たち消費者としましては、新聞で発表されたぐらいの大ざっぱなところきりわからないわけです。これにも書いてございますように、輸入申告価格を高くする、偽ることによって関税が不当に免除されるというような、こういう複雑なところを知っている消費者というのはほとんどいないんじゃないかと思うんです。ですから、これにもあり

ますようにもう少し消費者に開示していただくということも大事でしょうし。

今回感じましたのは、不正をした会社の製品が、雪印のときにはすっかりなくなりましてよね、スーパーなどから。でも、現在はあるんですよ。その会社きり扱っていないようなスーパーもありまして、ほかの会社のものを買おうと思っても、例えば日ハムだとかこちらの会社のものを買おうと思っても、ないところがあるんです。この間うちの方でもそういう話が出まして、「何か全然、社会的に制裁を加えられていないわね」という話が出たんですね。だから、やはりそういう面でももう少しきちんとしていただけたらいいかなと思います。

先ほど小学校のお話が出ましたが、頭ではそういうふうに思っているんでしょうけれども、実際に買っているものは、国産のものを買っているの方が絶対的に多いと思うんです。私どもでお肉のアンケートをしましたけれども、やはり国産の方が安心してそれを買いたいと。ただ、本当に子育てで、子供さんは今少子化になりまして少なくなりましたから、昔みたいに子供が5人6人いたら安いものを買うということになるんでしょうけれども、子供さんも1人2人ですと安心なものの方がいいということで、BSE以来国産のものを買うというアンケートのお答えの方がずっと多かったんです。ですから、そういう意味で輸入の関税制度の問題に関しても、もう少し私たちにもわかるような形で知らせてほしいと思います。

○信國座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。小田切委員どうぞ。

○小田切委員 今の差額関税が実質関税に置きかえると何%になるか私わかりませんけれども、私は差額関税を撤廃するというのではなくて、いわゆる定率であったり定額であったり、わかりやすくした方がいいのではないかと要請でございます。また、セーフガードの問題でございますけれども、ここ数年、家畜・家禽類の疾病問題で禁輸状態がございますけれども、豚の場合には過去3年の四半期ごとの輸入量の119%以上ですね。牛肉は前年の四半期ごとの輸入量の117%以上はセーフガードの発動という仕組みになっております。そういうことについても、数字の取り方がそういう状況なので、考慮いただけないかという要望であります。

また、ソーセージでございますけれども、現在10%の関税になっておりますが、国内の原料価格と海外から入って来る製品価格が逆転する状況になっておりますので、大変業界としても苦悩している状況を申し上げているわけでございまして、差額関税の撤廃という

ことではございませんので、よろしくお願いいたします。

○信國座長 実は本日御欠席の神保委員から書面で意見が提出されておりますので、少し皆様に配付していただきたいと思います。

今お手元に行ったと思いますが、全体を読み上げますと長くなりますので、差額関税制度に直接的に関連するところとして、4と5があろうかと思っておりますので、この部分だけ少し私の方から朗読させていただきたいと思います。

「4、輸入豚肉の差額関税制度については、30年余り前の食肉の需給構造と現在との構造との変化を認識するに、単品の豚肉の制度ではなく、豚肉、牛肉、鶏肉の全体を見据えた上で、将来にわたって国産食肉、輸入食肉の調和を保つことにより、国民へ優良な動物たんぱく質を安定供給するための制度として見直しを行う時期に来ていると考えます。

5、すなわち、大きく変化を遂げた現在の食肉需給構造に対応する新時代の制度として、各界の御意見も踏まえて御検討いただきたいと思います。」

ということでございますので、この意見もここでの発言があったものと同じ取り扱いにさせていただいたらと思っております。

ほかに皆様ございますでしょうか。志澤委員どうぞ。

○志澤委員 今、日本国内の生産コストはどのぐらいかということを考えますと、おおむね枝肉 1kg 当たりで 400 円とか 410 円とか、今この基準輸入価格とほぼ合っているような感じですね。ものすごく合理化しているところについては、恐らく 30 円とか 40 円とかコストが安くなっていると思うんです。ただし、この 410 円というのは、流通コストは全部生産者持ちなんですよ。生産者が持っているということは、流通コストが屠場まで運ぶのとそれから検査料まで含めると、1 頭大体キロ 50 円として 3500 円ぐらいですね。70 キロで。

前回の養豚問題懇談会のときに一度申し上げたと思うんですけど、日本の生産コストを安くするためには、枝肉の格付について、「上」の上限を 80 キロではなくて、アメリカやカナダと同じように 85 キロぐらいまでを上物にすることによってコストが約 30 円下がるだろう。あのとき 83 キロというお話を申し上げたんですけども。それはどういうことかということ、1 頭の屠畜料金が 80 キロだとすると 3000 円だけれども、83 キロでも 3000 円だとしたらコスト的に安いわけですね。30 キロまでの到達日齢については 1 万 2000 円とか 1 万 1000 円とかそのぐらいですね。あとは餌代だとか小屋の専有率ということであって、生産コストを下げるには、その枝肉の「上」の規格の上限をもっと大きくすればコ

ストは下がるわけなんですね。

先ほど 113 キロということを室長はおっしゃっておられましたけれども、そのことは、ぜひこれから日本のコストを世界と競争させるためにも、そういう形の格付の範囲を上げていくことが大事ではないのかなと。加工する骨を取る作業一つにしても、1頭幾らですから。

そういう点を考えますと、私はこの差額関税で今まで日本の養豚は持ってきたわけですね。これから、それでは従量税とか従価税とか、いろいろ出ていますけれども、そういう形に関税制度をするのであれば当然規制の緩和、例えば餌が高いとか、屠畜料が高いとか、そういうことの原因となっている規制を緩和してもらいたい。要するに我々が競争できるような同じスタンダードにしてほしい。生産コストの面で、資材だとか関連物資の価格も下がってくれば、これは競争できるかもしれません。今の場合ですと、この関税制度でようやく保たれている部分ですね。畜安法の問題も同じですね。ですから、私はそういう点では今の制度は非常にいい制度だと思います。

先ほどのすそ物の問題もありましたけれども、すそ物というのは、すねだとか、かただとかというのは、大体枝肉 500 円ならばこれらの部位の単価は枝肉価格の約 1 倍ですから 500 円なんですよ。先ほど申し上げましたロースは 2.5 倍ということは、500 円ならば 1250 円なんですね。ロースが 1 頭で 2 本あるわけですから、それによって日本の豚価というのは持たれているわけですね。ですから、原料として豚肉を利用されているハムソーメーカーが、必要な部位だけということになりますと、全体的に豚価が下がり、そのときに果たして国内養豚農家が再生産できるのかと言ったら、多分生産者は再生産できないんじゃないかと思うんです。各種の規制により生産コストがかなり高い生産構造なので、規制緩和や養豚の自給率の維持向上のための取組として本日の資料に盛り込まれていますから、行動計画の中で早くこれらが実現されればまた違うかもしれませんが。

○信國座長 ありがとうございます。

木村委員をお願いします。

○木村委員 今志澤委員からもありましたように、特にすそ物、養豚問題懇談会の報告書の中にも、不需求部位ということで「もも」、「うで」というふうに書いてありましたけれども、これが全体のさっきの絵で見ますと、50%以上を占めております。これが従来から不需求部位ということでなかなか売りづらい部位なんですけど、国産の場合には加工向けになかなか用途が向かないということで不需求部位ということになっているんだと思うん

です。これを定率関税ということでどんどん入るようにしてしまいますと、国産のももなどの不needed部位の余剰はますます加速化するのではないかと思います。そういうことからすると、今の差額関税制度は、断片的な見方ですけれども、非常に機能しているのではないかと考えておりますので、ぜひこれを維持するということをお願いしたいと思っております。

○信國座長 他の方どうでしょうか。

座長が少し差し出がましいことを言うのも何ですが、今の差額関税制度がいわばトータルとして一本になっているということで、先ほど説明にもありましたようにコンビネーションということになっている。コンビネーションということになりますと、小田切委員がおっしゃるように国内の需要と輸入される部位が必ずしも比例しないという問題がある。そういうことになりますと差額関税制を議論するときには、コンビネーションの功罪みたいなこともあわせて分析する必要があるんじゃないかと思うんですが、そこらについて何か御意見といいましょうか、こういう考え方もできるのではないかという話はどうなんでしょうか。

これは私の経験から言っても、差額関税制度を外国の人に説明しているときに、まさにコンビネーションという話になると、なかなか理解してもらえなかったということがありまして、そこらもおそらくこの制度の持っている特徴といいましょうか、見方によっては問題点なのではないだろうかという気がしないでもない。もちろんマイナス面ばかりではなくて、結果として非常にうまくいっているという側面もあるかと思えますけれども、何かここの評価といいましょうか、これはどうなんでしょうか、そういう議論というのはそれぞれのところでやられているんでしょうか。何かそれに関連したこともこの際ですので、もしそういうことについての見方等ございましたら出していただいたら議論の幅が広がるのかなと思うんですが、いかがでございましょうか。

志澤委員どうぞ。

○志澤委員 日本はどっちかというとロースとヒレだけが欲しい国なんですよ。例えば隣の韓国ですと頭だとか、ばらだとかというので、ロースは要らないんです。メキシコに行きますと同じようにももだとか、かただとかが欲しいということで、国によって食文化が違ふ。日本では今ロースとヒレが一番高い。その辺でコンビネーションがあることによって保たれている部分があるんです。

ですから、私どもは今座長のお話の中でも、輸出国の食文化によってneeded部位と不needed

部位が不一致な部分が有利に、例えばアメリカから韓国が入れて、韓国から日本に持ってくるということでしたら、ロースだけは日本に出そうじゃないか、ほかのものはこっちが使おうということになる可能性が高い。そうしますと日本の先ほど申し上げました安いロースが入って来たとしたら、当然日本の豚価は下がってしまうだろうということなんです。ですから、私はそういう意味ではコンビネーションというのは、バランスをとる意味では非常にいい形ではないかと思っています。

○信國座長 ありがとうございます。

ということは、逆に言うと外国の需要のない部分が差額関税制度になることによって、輸出国の方からすると輸出しやすくなっている面もあるということなんでしょうか。だから、当然関税措置でございますので、輸出国からの見方と輸入国からの見方がありますので。志澤委員おっしゃるように、国によって部位別需給状況等が違ふということの関係がどうなっているか。一つの評価のポイントではないのかなと思うので、少し差し出がましいことを私申し上げましたけれども、ほかに何かございませんか。

他に御意見がないようであれば、冒頭、できれば4時半ごろまでにと申し上げましたけれども、その時間となりましたのでそろそろこの議論を終わりたいと思います。たくさんの御意見、どうもありがとうございました。

途中でも申しましたけれども、差額関税制度の問題に関しましては、広く皆様から意見をいただくことが重要だろうと思います。したがって、この場ではこの懇談会としてのとりまとめはいたしませんで、本日議論を伺った限りにおきましては、本懇談会のみならず、広く生産者、実需者、消費者等の関係者からの御意見を伺っていただくことが適切ではないかと思っています。事務局におかれましては、本日出されました意見につきまして、よろしくお取り計らいいただくと同時に、関係者からの意見を幅広く伺う場を設けていただいたらと思っておる次第でございます。

以上で本日の議事は終了いたしたいと思います。事務局の方、よろしくお願いいたします。

○塩田畜産振興課長 信國座長、本当にありがとうございました。

本日は前段で工程表、または行動計画ということで、このフォローアップ、あるいは実行ということで今後進めてまいりたいと思います。また、後段につきましては、差額関税制度についての数々の意見、非常にありがとうございました。

第2回目でございますが、本日策定しました行動計画の検証等について御検討いただく

ということでございますので、また年度の後半、特に末のあたりで開催したいと思っております。

それでは、これを持ちまして平成 17 年度第 1 回の養豚問題懇談会を閉会といたします。
長時間ありがとうございました。

閉　　　　　　会